

資料紹介「大神島の年中行事」について (島尻ノートより)

月	行 事 名	吉 日 の 決 め 方		方 法 (内 容)
		月	日	
一月	・月の一日の願い			・ユタを利用する ・島司・スマフタヤの人々に決めさせる ・毎月一日願いする ・場所はウタキ
二月	・旧十六日祭			・ユタを利用する ・島司に相談する 平成元年二月二十四日 (昭和天皇の大喪礼)
三月	・(1)ユースタミ (2)タスキブン (3)祟り (4)虫流し(ムスヌン) ・サニツ			・ユタを利用する ・島司に相談する ・虫流し祭りの時は三月吉日 ・サニツ厄を払う
四月	・(1)ユースタミ (2)タスキブン (3)祟り ・月の一日願い			・ユタを利用してもらう ・島司のグループ 各自家庭の個人自由にユタをお願いして明 してもらう
五月	・海神祭 ・ンナフカ ・ユーフィ祭り ・月立(一日)			平成四年(一九九二)かのとい 友引新六月四日旧五月四日 平成五年(一九九三)きのとい 友引新六月三日旧五月四日 平成六年(一九九四)つちのとみ 友引新六月一二日旧五月四日 ・スマフタヤの人々が神司の人たちと相談して決 定する
六月	・(1)うや神祭りのはじまりの 月 (2)天井から神様を地上にむ かえ島の健康豊年をお祝いする ・島の男たち全員海へ行つて魚をとつてきて おいわいする			昭和六十年きのえ 昭和六十二年かのとる 昭和六十五年きのえ 昭和六十六年 ・昔からのならわしで、スマフタヤと四人の神 司たちで決める。 ・島の男たち全員海へ行つて魚をとつてきて おいわいする

十一月	各自各家庭自由にお祈りする ちとおねがいをさせる	各自各家庭自由にお祈りする ちとおねがいをさせる	各自各家庭自由にお祈りする ちとおねがいをさせる	各自各家庭自由にお祈りする ちとおねがいをさせる	各自各家庭自由にお祈りする ちとおねがいをさせる
十月	・冬祭り（オフウ） ・送り祭り ・天から招いて拝んでいた神 ・さまを送る	・島主が決める。 ・島主は神司役に相談する	・島主が決める。	・島主が決める。 ・島主は神司役に相談する	・島主が決める。 ・島主は神司役に相談する
九月	S六十二年九月十日～十四日 (旧)(みのえさる)	S六十二年九月四日～九月八日 (うちのえさる)	S六十二年九月十日～十四日 (旧)(みのえさる)	S六十二年九月十日～十四日 (旧)(みのえさる)	S六十二年九月十日～十四日 (旧)(みのえさる)
八月	新九年十七日 旧八月十六日 (みずのえ いぬ)	新九年十八日 (みずのと い)	新九年十七日 旧八月十六日 (みずのえ いぬ)	新九年十七日 旧八月十六日 (みずのえ いぬ)	新九年十七日 旧八月十六日 (みずのえ いぬ)
七月	(1) イタス祭り ・大漁をお祈りする祭り ・三カ年に一度	(1) イタス祭り ・大漁をお祈りする祭り ・三カ年に一度	(1) イタス祭り ・大漁をお祈りする祭り ・三カ年に一度	(1) イタス祭り ・大漁をお祈りする祭り ・三カ年に一度	(1) イタス祭り ・大漁をお祈りする祭り ・三カ年に一度
	S六十一年 新八月二十五日～八月二十九日 S六十二年 新八月七日～八月十日 (つちのえね) 旧六月十三日～六月十七日 S六十六年(平成二年) 一九九一年新 (きのえね) 旧	S六十一年(平成四年) 一九九二年 新八月三日 旧七月五日～(大安)か S六十八年(平成五年) 一九九三年 新八月一日 旧六月十四日 (きのえとら)			